

第4章 推進体制

第1節 関係者個々の役割

1 県民（消費者）

本県水産業や水産物への理解と関心を深め、県産水産物の利用と水辺の環境美化の推進に協力する。

2 流通業者

県産水産物の販路拡大を図るとともに、物流等の効率化、情報通信技術等の活用、鮮度保持等の品質・衛生管理の強化及び国内外の需要へ対応し、多様化する実需者等のニーズに的確に応えていくように努める。

3 漁業者及び養殖業者

的確な情報の提供と資源管理・漁場環境保全による良好な漁場やレクリエーションの場の提供及び水産用医薬品の適正使用による安全・安心な県産水産物の生産拡大と供給に努める。

4 漁業協同組合等

情報の受発信と漁業者の取り組みに対して積極的に協力し、指導・支援及び適正な漁場管理による良好な漁場やレクリエーションの提供を行う。

5 国・県・市町村

情報の受発信、各機関の調整と財政的・技術的な支援を行う。

6 水産技術センター

県内における淡水魚に関する試験研究、種苗生産、指導普及の拠点として指導・支援を行う。

第2節 漁業・公共事業連絡会議

1 目的

河川工事等を担当する関係部局と、河川で増殖・放流事業を行う漁業協同組合が、事業の情報と意見を交換し、相互の理解を深めるため、漁業・公共事業連絡会議を実施する。

2 構成

漁業・公共事業連絡会議は、県連絡会議と地方連絡会議とし、関係部局、山梨県漁業協同組合連合会、各漁業協同組合等で構成する。

3 話し合い事項

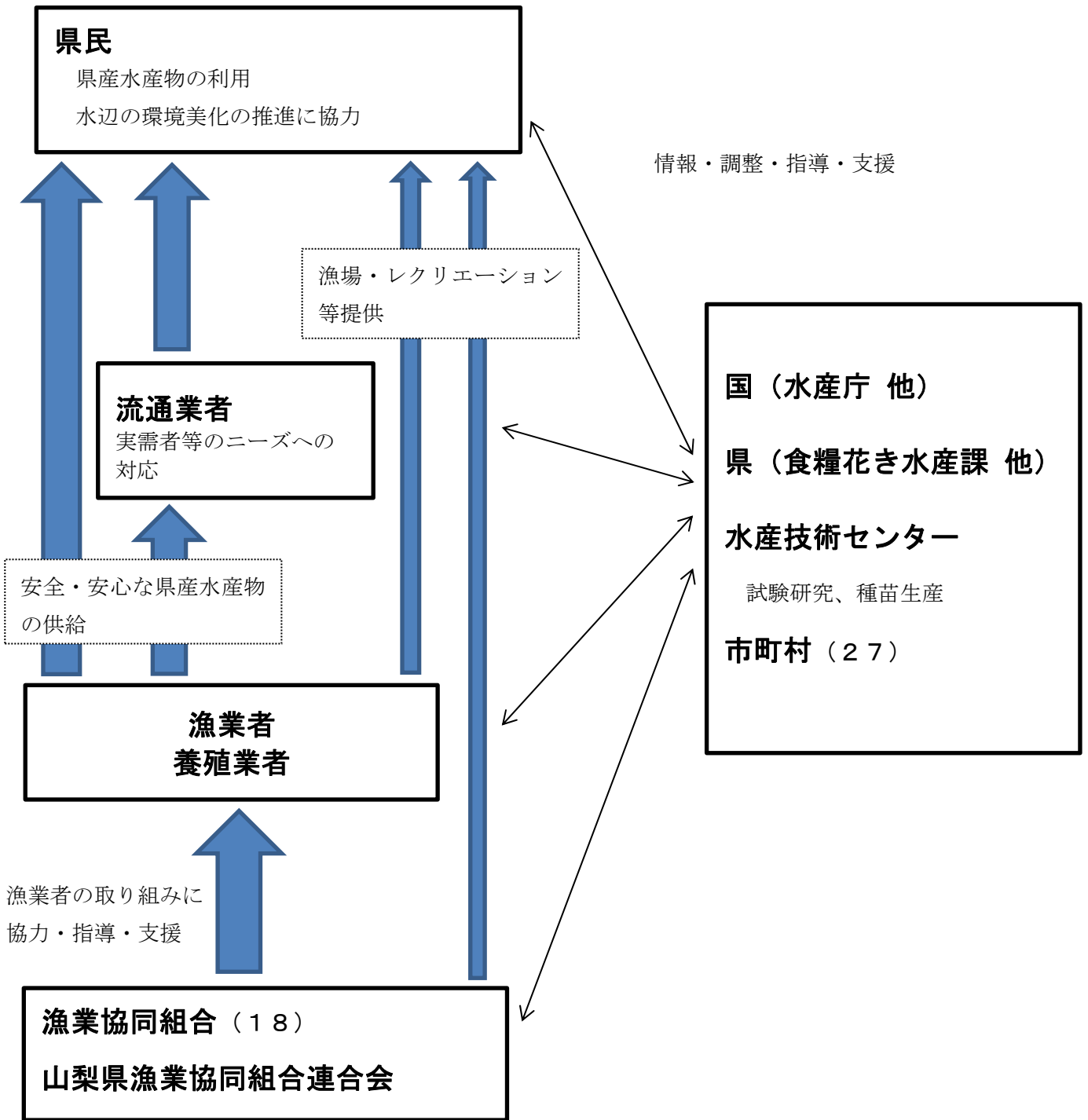
- ①河川に係る情報と意見の交換
- ②河川工事等及び増殖・放流事業の年度計画

4 会議の開催

県連絡会議は、必要に応じて開催する。

地方連絡会議は、定例会を年1回（2～3月）開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催する。

体系図



やまなし水産振興計画

令和6年3月27日 策定

山梨県農政部食糧花き水産課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL:055-237-1111 (代表) 055-223-1614 (直通) FAX:055-223-1609

ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/shoku-ks/index.html>